# 会 議 録

会議の名称	第1回 枚方市外郭団体等経営評価員会議
開催日時	平成29年5月15日(月)18時15分から19時38分まで
開催場所	枚方市役所 別館4階 特別会議室
出席者	阿多博文評価員、上森太一郎評価員、和田聡子評価員
欠 席 者	_
案件名	(1) 外郭団体等の経営状況点検・評価実施方針(案) について (2) その他
提出された 資料などの名称	<ul> <li>資料1 枚方市外郭団体等経営評価員名簿</li> <li>資料2 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(抜粋)</li> <li>資料3</li> <li>資料4</li> <li>資料5</li> <li>資料6</li> <li>参考資料 枚方市外郭団体等経営評価員設置要綱</li> </ul>
決定事項	外郭団体等の経営状況点検・評価実施方針(案)を確認 外郭団体等の経営状況等チェックシート(案)を確認 今後のスケジュール(案)を確認
会議の公開、	一部非公開
非公開の別及び	※枚方市情報公開条例第6条第6号、第7号に規定する非公開情報が含まれる
非公開の理由	事項について、審議等を行うため。
会議録などの公表、	一部非公表
非公表の別及び	※枚方市情報公開条例第6条第6号、第7号に規定する非公開情報が含まれる
非公表の理由	事項について、審議等を行うため。
傍聴者の数	なし
所管部署 (事務局)	総合政策部 行革推進課

## 審議内容

#### 1. 開会

**〇事務局** 定刻になりましたので、ただ今より、第1回 枚方市外郭団体等経営評価員会議を開催いたします。

本日はお忙しい中、会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

最初にお断りをしておきます。本市では5月1日よりクールビズ期間ということで、職員は ノーネクタイにて出席させていただいておりますので、どうぞご理解のほど、よろしくお願い をいたします。

さて、本市には外郭団体及びそれに準じる団体として 11 の団体がございます。これらの団体は、その時代のニーズにより、行政の補完を担うものとして、それぞれの目的により設立され、本市もその活動の支援を行ってまいりました。

しかし、社会情勢や市民ニーズの変化等にあわせまして、現在その団体が市が期待する役割を担っているのか、団体が行う事業が効率的・効果的に行政の補完となっているのか、市が行う支援は適正かなどを、不断の検証していくことが必要でございます。

これまでからも、外郭団体等への支援につきましては、さまざまな見直しを行ってまいりましたが、今回のこの外郭団体等の経営評価の取り組みにあたりましては、外部の視点から、また、専門的な見地から点検・評価を行っていただきまして、本市の各団体への関与、支援のあり方についてご助言、ご提言をいただく外部評価の取り組みが、これまでとの違い、言わば肝であるというふうに考えているところです。

評価員の皆様には、本取り組みを進めるにあたりまして、何かとご負担をおかけすることになりますが、本市としても真摯に、また精力的に取り組んでいきたいと考えておりますので、 忌憚のないご意見と評価をいただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、案件に先立ちまして、本日ご出席いただいております評価員の皆様のご紹介をさせていただきます。勝手ながら50音順でのご紹介とさせていただきます。

### <評価員紹介、市出席者報告>

**〇事務局** それでは、まず、本日お配りしている資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の日程を記した次第と、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6、 参考資料となっております。また、各団体の決算資料について、黄色いファイルで置かせて いただいております。過不足等はございませんでしょうか。

それでは、続きまして、早速ではございますが、まず、枚方市外郭団体等経営評価員の設置 について、簡単にご説明をさせていただきます。

枚方市外郭団体等経営評価員は、本市の外郭団体等の経営状況等について、外部の視点により中立的かつ専門的な見地から検証・評価等をいただくため、設置するものでございます。

その他、評価員の設置に係る詳細につきましては、本日の資料の最後にございます<u>参考資</u>料の評価員設置要綱をご参照いただければと存じます。

なお、評価員につきましては、基本的に各人が独立して職務に当たる、いわゆる独任制を取るものとしておりまして、最終的な評価結果につきましては、合議による集約化は行わずに、

それぞれの評価結果として出していただくものとしております。ただ、今後におきましては、 段階ごとにお集まりいただき、それぞれの専門性を踏まえられた中で、認識の共有化や情報交 換等をしていただければと考えております。

こうしたことから、会議の性格上、事務局といたしましては、この会議を進行いただく座長 を選出してはどうかと考えておりますがいかがでしょうか。

**〇事務局** それでは、事務局といたしましては、座長について、A 評価員にお願いしてはどうか と考えておりますが、ご賛同いただけますでしょうか。

### <異議なし>

- **〇事務局** それでは、これからの進行については、座長にお願いをいたします。
- **○座長** 座長に選任されました A でございます。先ほど説明がありましたように、この評価員というのは独任制で、基本的には会議となっても自由にご発言をいただき、多数決で決めるということではなしに、事務の進行を掌るという意味での座長をさせていただこうと思います。円滑な会議の進行を図っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、早速ですが、今後の会議の運営について、公開・非公開など、基本的な取り組み 事項を確認しておきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○事務局 それではご説明いたします。 資料2 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 (抜粋)をご覧ください。

本市では、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程という、会議の公開に関するルールを定めております。

その中で、第3条、網掛け部分ですが、本市では、原則として、会議は公開するものとして おりますが、ただし書きといたしまして、その下に記載をしております(1)から(3)のい ずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる旨を規定しております。

また、第4条におきまして、会議を公開とするか、非公開とするかは、この会議においてご 決定いただく旨を規定しております。

事務局としましては、今後、本会議でご議論いただく内容においては、この第3条の(2) が該当するものと考えております。

第3条の(2)について、具体的には、資料の裏面をご覧ください。本市情報公開条例の抜粋を記載しております。この評価員会議では、この情報公開条例第6条の(6)と(7)、市の意思形成過程に当たる情報や、市の事務事業の執行に関する情報が審議に含まれてくるものと想定しております。

こうしたことを踏まえ、事務局としましては、この評価員会議において、こうした内容をご 議論いただく場合においては、会議を公開しないことができるものと考えております。

恐れ入りますが、資料の表面にお戻りください。

次に、会議録の作成でございますが、第7条第3項(1)の規定により、審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとしております。

会議録については、発言者名に個人名を記載しない形とし、事務局で作成の上、評価員の皆様さまにご確認いただいた上で確定し、公表することとしてはどうかと考えております。

ただ、会議については、非公開とする場合もございます。その場合は、非公開であるため掲載しない旨を付記し、内容自体も掲載しない取り扱いとしてはどうかと考えております。

また、会議資料につきましても、非公開事由に該当いたします資料につきましては、会議と 同様に、非公開の取り扱いとしていただいてはどうかと考えております。

ただし、<u>資料1</u>にございますような評価員の氏名につきましては、情報公開を進める今日的な状況もございまして、本市でも、他の審議会等においても公表を行っているという実情がございます。

よって、本評価員会議の名簿につきましては、公開の取り扱いとしていただいてはどうかと 考えています。

説明は以上でございます。

**○座長** ありがとうございます。この評価員会議では、市が外郭団体へ行う支援や関与について、そのあり方を含め評価・検証をするため、既に公開されている情報もありますけれども、 未公表の公開されていない情報も用いて議論すべきだというふうには考えています。

また、本日の案件についても今後の評価・検証の具体的な手法等の検討が予定されていますので、これらの内容を踏まえ、言わば市の意思形成過程に係る情報だと、また、未確定情報であるということを考えますと、ただ今より以降の会議については非公開、さらには関係資料についても非公開としたうえで、会議録については非公開部分を削除するなりして公表する取り扱いとしてはどうかと考えますので、ご意見をいただけたらと思います。

なお、名簿については他の会議でも公表されている実情を踏まえ、本会議についても委員名 簿については公表という形でしてはいかがかというのを、一応の私案という形でご相談したい と思います。いかがでしょうか。ざっくばらんにご意見をいただけたらと思います。

私も、ちょっと確認をさせていただきたいのは、公開・非公開は審議会についてであって、 当評価員の設置要綱は、評価員の設置要綱で、会議体の設置要綱ではないですよね。それの場合も第2条の(1)の、これは口に当たるという整理になるのですかね。

- **○事務局** それにつきましては、正味のところで言いますと、この会議体につきましては、今 お示しの第2条の(1)のイロハに当たらないということになります。
- **○座長** 最初の設置のところをあまり気にせずに話していたのですが、委員会ではなくて委員 の独任制というお話だったので、あれ、この会議体ってそもそも当たるのかなと思ったので すが。
- ○事務局 体外的に見た場合に、他の一般的な審議会となかなか区別が付きづらいというのもありまして、この会議の公開・非公開に準じたルールを適用することによって、議会等を含め対外的にある程度の説明責任を果たせるのではないかという考えもあり、このレールに乗せさせていただいて、お諮りをいただいているという状況です。

- ○座長 そうすると、第2条のハも、もともと会議体設置が前提ですし、なかなか難しいんですね。理屈の立て方はいろいろあると思うのですが、この評価員も、その重要性を踏まえてこれに準じる扱いでするのだという形でご説明いただく方法ももちろんあると思いますし、非常に形式的な議論でいくと、会議の公開等に関する原則はそもそも適用がないような気もするんですけれども、ある意味では、市が対外的に説明しやすい方法でいいと思うんですが。独任制との関係であれば、独任制の委員が会議体をもって、それの会議についての公開・非公開というのは議論としては十分にあり得るので、どこかに評価員の組織する会議というのが何かあれば、それも一つの方法だったのですけどね。
- **〇事務局** この公開・非公開のルールが逆に追いついていないところがあるのかなというところもございますが。
- **○座長** 少なくとも、今回は、会議の公開等に関する規程は準じる扱いをしていただいて、そうなると公開が原則なんですが、この会議で公開・非公開を決定して判断をする。で、枚方市は、都度の判断ではなくて、数回先の予定も含めて公開・非公開は事前に会議体で決めればそれで構わないという形になるわけですか。
- **○事務局** 都度のご判断でも、最初に今後の運営をお諮りする中で以降のものは非公開と決めていただいても、それはいずれでも結構です。
- **○座長** 最初から最後まで非公開というわけにもいかないし、どこかの段階で場合によってはというのがあるのですが、公開・非公開の違いというのは、実際、会議の途中もそうですけれども、公開になると、市のホームページやその他で、こういう会議がありますということが情報提供されるのですか。開催予定のスケジュールについて。
- ○事務局 本市のルールでは、公開する会議も、非公開と決まった会議でも、いつこういった会議をするという情報自体は載せることになっています。
- **○座長** 非公開と決めても、一応、こういう会議がありますというのが情報発信されるわけですね。その場合、そこに公開か非公開かというのは、発信される内容のところを見れば分かるのですか。備考欄か何かに、非公開とか記載をされると。
- **〇事務局** はい。この会議は非公開です、それの根拠は何です、ということをセットで書かせていただきます。
- **○座長** そうしますと、毎回来ていただきながら非公開ですと帰っていただくのは非常に心苦しいところがあるのですが、会議体の方で、いつからいつまで非公開と決めれば、非公開の扱いという形になるわけですね。

というお話しですので、戻りますけれども、ざっくばらんなお話しを聞かないといけないと ころがあると思いますので、当座、非公開という形で、理由は意思形成過程に関するものだと いうことでご説明をいただけたらなと思います。

次に、会議録のことですが、この7条では、公開・非公開にかかわらず、とにかく会議録は作りますよと。だから、非公開としても作ると。先ほどの説明でいきますと、発言者は非顕名にするにしても、どこまでの内容をまとめるのかは別にして、作られるわけですよね。で、途中のご説明ですと、非公開情報が議論されているときには、その部分は議事録から落とすのですか。

- ○事務局 取り扱いとしては、次回以降、例えば会議自体が非公開となりましたら、その会議録 自体も公表をしないという取り扱いを考えております。ただし、情報公開請求があり、そこ で、現実どういう対応になるのかは分からないですが、その中で、ちゃんとすみわけて公開で きるところとできないところを黒塗りをして出しなさいとなった場合については、そういう対 応をせざるを得ないと。そういう非公開部分の削除という判断は出てくる可能性はあるかなと 考えております。
- **○座長** 期間を決めてとかそういう形でなくて、一旦非公開という形で会議を開催すると、もう それは原則としてその後ずっと非公開という扱いですか。例えば、この評価員の報告書なりが できて1年か何年かしたら公開するけれども、その間は非公開とか、そういう形ではなくて、 もうずっと非公開というようなイメージですかね。
- ○事務局 非公開事由にもよると思っていまして、例えば、意思形成過程情報だけが理由になれば、意思形成過程が終わった段階では公表しなければならなくなると思います。ただ、本案件につきましては、行政の事務の執行過程の情報ですとか、ひょっとしたら法人の内部情報が出てまいりまして、公開を前提にしてしまって、それらの情報を一旦公開して出してしまうと後では取り戻せないものとなってしまいますいので、そうしたリスクも考えますと、先々も非公開とする取り扱いとするものとは考えています。
- **○座長** この7条の3項の1号に、審議会については発言内容を明確にして記録することとなっています。審議会の内容の要旨とか、要約とかで足りるというルールには枚方市はなっていないんですね。常に全部を記録するのですね。なかなか大変ですね。分かりました。

既にあるルールですので、それに基づいて処理をしていただくという形でよろしゅうございますか。

#### <異議なし>

**○座長** では、そういう形で、どこまで非公開にするかはまた後の議論にして、次回以降しばらくは非公開という扱いにしたいと思います。

議事録については、ご説明いただいたとおり、とりあえず非公開、事務局で案を作っていただいて、あとは評価員に配っていただいて確認をいただき、最終確定という形でお願いしま

す。

- OB 評価員 事前に枚方市のホームページを見せていただきまして、去年か一昨年に、事務事業 に関して評価をする委員会をされていたと思いますが、それに関しては、確か議事録が公開されていたと思うのですが、そのときは、会議自体も公開をしていて、議事録も公開してと、そういう扱いだったということですか。
- **〇事務局** はい。公開の会議で、公開のヒアリングも実施をしたものです。
- **○座長** 市が直接執行されている事業の関係ですね。非公開の議論というのは、別法人格の団体の内部情報を提供していただくということをちょっと気にしまして、当然、公開情報である決算書類とか事業報告などはどこからでも入手できるのですが、その元の数字や前提の部分など、本来ですと公開されていない情報をいただくと。それで、非公開というのも一つの選択肢としてあるのかなと思ったわけなのですが。途中出てくる情報によって、これなら誰でも手に入るようなものだから次から公開にしましょうという話にも、もしかしたらなるかもしれないなとは思ってはいます。

とりあえず、スタートとしてはそうしないと、傍聴者がおられるとなかなか言っていただけないこともあったり、こちらも聞けないことがあるのかなということは思いますので。ですから、公開・非公開の件については、そういう形でお願いをしたいと思います。

**○座長** 続いて、案件1の外郭団体との経営状況点検・評価実施方針(案)ということで、議論 を進めたいと思います。事務局から説明をお願いします。

≪※枚方市情報公開条例第6条第6号、第7号に規定する非公開情報が含まれる事項のため、 以降非公開≫

- 2. 案件(1)外郭団体等の経営状況点検・評価実施方針(案)について
- 3. 案件(2) その他
- 4. 閉 会